

世界遺産「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響評価マニュアルについて

1 要 旨

富士山世界文化遺産協議会は、開発行為等により富士山の顕著な普遍的価値を損ねることがないように、遺産影響評価制度の運用マニュアルを策定した（令和3年4月運用開始）。

2 遺産影響評価とは

開発行為等が世界遺産の顕著な普遍的価値に与える影響の可能性を事前に予測・評価する制度。Heritage Impact Assessmentの頭文字をとって、「H I A（エイチ アイ エー）」と呼ばれることがある。

3 経 緯

- ・世界遺産委員会では、世界遺産登録及び保全状況の審査において、遺産影響評価の実施を勧告するケースが増加しており、今後、各資産においても対応を求められる可能性が高い。
- ・第12回学術委員会（R元年10月）で、世界遺産富士山においてもH I Aを導入すること及びそのためのマニュアルを策定することが承認された。
- ・これを受け、関係市町村等と協議をしながら、富士山世界文化遺産学術委員会でマニュアルの内容について検討を行ってきた。

| 年 月 | 内 容 |
|-----------------|--|
| R元年10月 | 第12回学術委員会でH I Aの導入及びマニュアル策定が承認 |
| R2年1月・7月 | 小委員会（2回）にてマニュアル案を検討 |
| R2年8月～R3年1月 | 関係市町村及び県関係課に対し説明、意見照会 |
| R2年9月・12月・R3年1月 | 小委員会（3回）にてマニュアル案を検討 |
| R3年2月 | 富士山世界文化遺産学術委員会での承認 |
| R3年3月 | ・富士山世界文化遺産協議会作業部会での合意 ・富士山世界文化遺産協議会での承認 |
| R3年4月 | マニュアル運用開始 |

4 マニュアルの概要

- ・市町村と県が連携して、開発行為等があることを事前に捕捉し、影響の有無を評価するための手順等を取りまとめたもの。
- ・文化財保護法、自然公園法等の世界遺産富士山を保全している法令の所管課と世界遺産担当課が情報共有しながら、開発事業者の協力を得て影響を評価する。

<具体的な記載項目>

評価対象のスクリーニング方法、評価のフローチャート、評価書の作成要領 ほか

5 遺産影響評価部会の設置

制度導入にあたり、事業者による遺産影響評価書作成の要否、遺産影響評価書の内容等について事務局が協議を行う機関として、富士山世界文化遺産学術委員会遺産影響評価部会を設置した。